

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	浅岸テレビ中継局用地借上事業			事業コード	566
所属コード	046700	課等名	市民協推進課	係名	地域活動係
課長名	岡市 和敏	担当者名	永井 健弘	内線番号	2117
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	心のつながる相互理解	コード	3
	施策	元気な地域コミュニティ活動の推進	コード	1
	基本事業	コミュニティ活動の促進	コード	1
予算費目名 (H26)	一般会計 2 款 1 項 8 目 通信対策事業（006-01）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 51 年度
根拠法令等 (H26)				

(2) 事務事業の概要

自然的要因によるテレビ難視聴地域解消を目的として，一般放送事業者が設置するテレビ中継局用地を地権者から借り受け，一般放送事業者に転貸する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 45 年の岩手国体時に地域住民からテレビ中継局の設置要望があり，市と一般放送事業者間で協議し，市が地権者から土地を借り受け，一般放送事業者に転貸することとなったもの。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 24 年 3 月 31 日でアナログ放送が終了したが，設備撤去に期間を要するため，アナログ放送用地も 24 年度末まで借り上げし，平成 25 年度以降はデジタル放送用地分のみの借り上げしている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

自然的要因によるテレビ難視聴地域居住の市民及び事業者

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 自然的地形要因によるテレビ難視聴となっている世帯数	世帯	2,559	2,559	2,559	2,559	2,559
B						
C						

（3）26 年度に実施した主な活動・手順

一般放送事業者が設置するテレビ中継局の土地を地権者から借り受け，一般放送事業者に転貸した。

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 土地借り上げ件数	件	2	2	1	1	1
B						
C						

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

山間地等の自然的地形要因に係るテレビの難視聴の解消を図る。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A テレビ中継局の設置による難視聴が解消した世帯数	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	世帯	75	75	75	75	75
B	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						
C	☐ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円					
	②県	千円					
	③地方債	千円					
	④一般財源	千円					
	⑤その他()	千円	70	70	30	30	30
	A 小計 ①～⑤	千円	70	70	30	30	30
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	40	130	130	20	20
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	160	520	520	80	80
計	トータルコスト A+B	千円	230	590	590	130	130
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

テレビ難視聴の解消により、情報格差の是正が図られ、市民相互のコミュニケーションの活性化に寄与していることから、施策体系に結びついている。

② 市の関与の妥当性

市が市民からの設置要望を受けて放送事業者の中継局の設置を申し入れたものであり、放送事業者との協議により、市が地権者との賃貸借契約の事務を行うこととした経緯があることから、市が行うのが妥当である。なお、賃貸借料については、土地所有者に対して市が支払った額の同額を毎年各放送事業者から徴収しており、市の実質的負担は無い。

③ 対象の妥当性

アナログ放送用中継局に加え、デジタル放送用中継局が整備されたことにより、現在対象地域の難視聴が解消されていることから、現状維持が妥当である。

④ 廃止・休止の影響

契約形態の変更に地権者の理解が得られず撤去を求められた場合には、新しい用地の確保が困難であることから、再び難視聴地域が発生し、成果はなくなる。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

本事業による難視聴解消地域は限定されており、現在の難視聴解消世帯は固定しているので、成果の向上余地はない。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

事業の趣旨からいって受益者負担はなじまないことから、受益機会は適正である。また、賃貸借料は地権者と賃借人である放送事業者との合意のもとに決めているため、市が削減できるものではないことから、費用負担も適正である。

(4) 効率性評価

賃貸借料は地権者と賃借人である放送事業者との合意のもとに決めているため、市が削減できるものではないことから、事業費の削減はできない。また、事務の内容に変更がないため、人件費の削減もできない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（新しい総合計画体系における位置付け）

総合計画 体系（新）	施策（方針）		コード	
	小施策（推進項目）		コード	

(2) 改革改善の方向性

完全デジタル化されたことに伴い、アナログ放送用施設は撤去した。

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

なし。

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☒ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☐ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

平成 24 年 3 月 31 日でアナログ放送が終了したことにより 24 年中に設備撤去を行い、25 年度以降はデジタル放送用地分のみの借り上げしている。